

視点

学校健診の実施方法(脱衣)について



福島県医師会常任理事
学校保健委員会委員長

清原 尚

はじめに

学校健診については、令和3年3月26日付、文部科学省事務連絡「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」を、全国の教育委員会などに発出し、生徒や保護者等に脱衣の必要性を事前に説明することを求めています。文書では「児童生徒等のプライバシー保護や男女差等への配慮を行い、児童生徒等の心情も考慮して実施することが大切。併せて、適切、正確な診察や検査等を実施することが重要で、疾患を発見できず治療の機会を逸すること、ひいては学校生活に支障をきたすことがあってはならない」と学校健診の意義を強調されています。しかし、的確な聴診所見を得るため、着衣の状態を着衣の下から聴診器を当てる聴診において、児童生徒から不適切な行為と捉えられたケース等が報告されています。今回、学校健診における脱衣を伴う診察が「不快感を持たせるような診察行為」として問題視される事態が繰り返され、一部自治体において署名

活動に発展するなど社会問題となっているため取り上げることにしました。

学校健診『脱衣はイヤ』 子に配慮を広げる署名

2022年11月13日大阪朝刊 毎日新聞紙上に、『健康診断の日は学校に行きたくない』『本当は死ぬほど嫌だった』小中学校の健康診断が、子どもの上半身を裸にして行われていることに、『異性の医師に裸を見られたくない』と保護者や児童生徒から不安の声が上がっている』などと掲載されました。国で統一的なルールがない中、下着を着用したまま実施する学校もあり、対応は分かれています。「着衣での対応を求め、署名活動を始める動きも出てきた。」との記事に対して、学校医から多様な意見が寄せられたと報じています。

ある小児科医は、「聴診は裸の方がやりやすいが、下着をつけたままでもできる。虐待痕やアトピーも、下着で隠れる部分以外を見れば良い」と話します。また、最近は学校側

から「小中学生は傷つきやすい年代。体だけではなく心の健康にも配慮したい」とのことで、「男子も着衣で実施して欲しい」と求められています。

着衣で健診を行うことに慎重な意見もあります。循環器内科医は、聴診への影響を「病気につながる心雑音は音量がとても小さく、騒々しい場で服の上から聴診しても聞き取れない」と問題視します。また、脊柱側彎症においては、思春期の女子に多く発症するため、健診の脱衣の問題に大きく影響を与えています。学校健診でブラジャーを着けたまま背中を確認していましたが、学校健診で見落とされたとして元生徒が学校側に対し控訴を起こすケースもあり、整形外科の専門外の学校医にとっては大変なプレッシャーとなっており、国の明確なルールがない中、脱衣の必要性の有無を科学的な根拠とともに示してほしいという意見が多く起こっています。福島県内の小中学校での学校健診において脱衣を伴う検査（特に脊柱検査時）時、どのように行われていたか、令和3年6月実施した学校保健活動に関するアンケート結果より抜粋しました。（図1）

対象者は、福島県医師会所属の小中学校の学校医（回収率：65%）。アンケートの結果では、男女の区別がないなど不備がありましたが、小中学校において上半身脱衣は行わずに実施が上半身脱衣にて実施を上回り、学年が上がるほど脱衣は難しいと思われています。

学校医の健診は、学校保健安全法実施規則に沿って施行されますが、脱衣を必須とする医学的な根拠を説明することは困難です。側彎症検診時の視触診での見落としのリスクがあり、過去との比較ができず記録を残せないなどの問題点が挙げられています。

学校医の健診は、学校保健安全法実施規則に沿って施行されますが、脱衣を必須とする医学的な根拠を説明することは困難です。側彎症検診時の視触診での見落としのリスクがあり、過去との比較ができず記録を残せないなどの問題点が挙げられています。

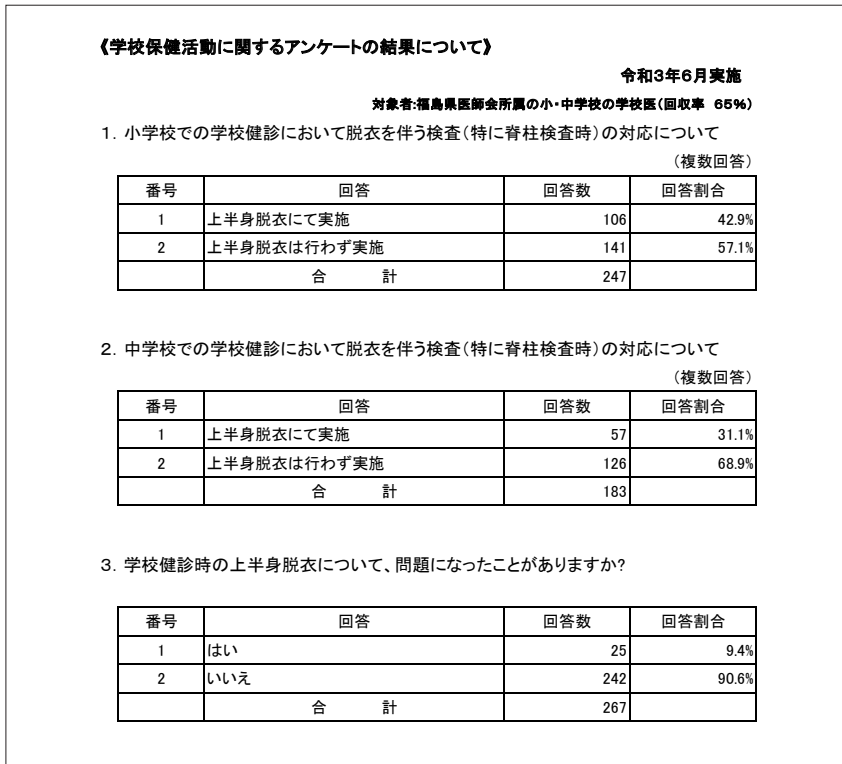


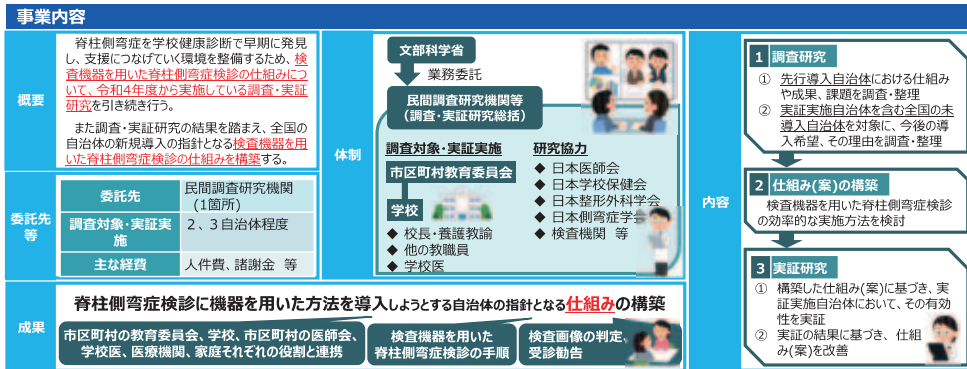
図 1

脊柱側弯症検診に関する調査研究事業

令和5年度予算額 (案) 12百万円
 (前年度予算額 12百万円)



背景・課題		
脊柱側弯症とは <ul style="list-style-type: none"> ● 脊柱（背骨）が横（側方）に曲がった（ねじれた）状態。 ● 進行すると、側弯変形による心理的ストレスの原因や腰痛や背部痛、呼吸機能障害、まれに神経障害を伴うことがある。 ● 思春期の女子に多く発症。 	学校保健安全法第13条に基づく健康診断における脊柱の検査 <ul style="list-style-type: none"> ● 現在、学校の定期健康診断においては、家庭による保健調査票等の情報を参考に、学校医が視診等により検査を行っている。学業を行うのに支障があるような疾病等が疑われる場合は、医療機関での検査を勧め、専門医の判定を待つ。 ● 一部の自治体では、視診ではなく、専用の検査機器を用いた検査を行っている。 	成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針* <p>学童期及び思春期における保健施策として、「学童期における側弯症などの疾病を学校健診で早期に検出し、支援につなげていく環境整備に向けた検討を行う」としており、学校健康診断における、より正確な脊柱側弯症検診のための仕組みづくり及びその導入は、喫緊の課題である。</p> <p>*令和3年2月9日閣議決定</p>



18

図 2

日本医師会として文部科学省に一貫して主張

「健診を行う学校医の義務は、正確な健診診断を行うことであり、その環境を整えるのは学校側（教育委員会）に責務がある。職務を果たせない場合は、学校側はその旨に関して関係者の了承を得ておいていただきたい。

服を脱がない場合、その部分の皮膚所見は健診項目から除外し、脊柱側弯健診など十分観察できない状況であれば、脊柱側弯症の診断はできないことを事前に関係者に説明していただくとともに、できれば当該検診項目から除外していただきたい。」と主張しているとのことです。

今後に向けた取り組み

学童期及び思春期における保健施策として、また学校医の主体である内科・小児科医の負担軽減を図り、側弯症検診の被患率の格差をなくす意味で、整形外科医の学校医参加

が一部の県では行われています。福島県内でも、二本松市においては二人の整形外科医が学校整形外科医として市内の23の小中学校を担当しており、運動器検診の2次検診受診率も、小学校が6割、中学校が5割で、脊柱側弯症も発見されているとのことです。このように整形外科医を学校医として市町村教育委員会が採用することは、現在の学校健診では絶対に必要な条件と考え、県医師会学校保健委員会として要望したいのですが、ほとんどの市町村教育委員会は、前例がないとのことで要望を受け入れないと考えます。福島県教育庁の強い指導がなければ進まないの、今後強く福島県教育庁健康教育課へ要望していきたいし喫緊の課題と認識しております。

文部科学省は、現在の脊柱側弯症検診に対する内科健診に対し補助検査機器の導入を考えています。従来モアレによる検診が行われてきた地域もありましたが、最近3次元で

の評価が可能な検査機器も発売されました。再現性・客観性・データ保存性の面で有効と考え、昨年度から検査器導入による全国均一な、客観的根拠に基づいた健診を導入できるように、『『脊柱側彎症検診に関する調査研究事業』における脊柱側彎症機器検診に関する調査と機器検診モデル事業実施自治体の公募について』を発売しました。福島県からは二本松市教育委員会が公募に参加しましたが、

選考から外れてしまいました。（図2）

最後に、現時点の内科健診においては、令和3年3月26日文科科学省事務連絡「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について（別紙）」（図3）に基づき、発達段階を踏まえ児童生徒のプライバシー等に配慮しながら遵守して実施していただきたくお願い致します。

別紙

脱衣を伴う検査における留意点

1. 健康診断を実施するに当たっては、児童生徒等の心情への配慮と正確な検査・診察の実施を可能にするため、学校医と十分な連携の下、実施方法（脱衣を含む）について共通認識を持ち、必要に応じて事前に児童生徒等及び保護者の理解を得るなど、円滑な健康診断実施のための環境整備に努めること。
2. 診察や検査等に支障のない範囲で、発達段階に合わせた児童生徒等のプライバシーの保護に十分な配慮を行うこと。また、検査を待つ間の児童生徒等のプライバシーの保護にも配慮すること。
3. 衣服を脱いで実施するものは、すべての校種・学年で男女別に実施するなど、発達段階を踏まえた配慮を行うこと。
4. 検査の際には、個別の診察スペースの確保や、実情に応じて教職員の役割分担（補助や記録）についても配慮すること。
5. 脱衣を伴う検査に限らず、保健調査票等が正確に記入されることで健康診断の精度も上がることから、保護者の適切な協力を得るよう努めること。

（参考）学校健康診断を行う場合の工夫例

- ・児童生徒等や保護者への事前の対応については、保健日よりや学年通信等を活用し、正しく検査を受け、疾病等を早期に発見することの重要性について理解を得るとともに、脱衣を伴う場合はその必要性やプライバシーへの配慮を含む実施方法について、丁寧に説明し、理解を得る。
- ・検査時の服装については、事前に学校医と共通認識を図り、検査を受けやすい服装で実施する。
- ・ついで（囲い）やカーテン等の配慮を工夫し、個別の診察スペースを確保する。
- ・検査の会場（保健室や教室等）内では、待機する人数を最小限にするなど、プライバシーの保護に配慮した環境づくり等に努める。
- ・特に配慮が必要な児童生徒等に対しては、検査の時間を他の児童生徒等とずらすなど、個別に対応する。

図3